

第 1 6 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 4 月 5 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第59号から第65号)
日程第4 議事(議案第67号から第70号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (2 4 人)

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 石庭 文男 | 2 番 | 山崎 良吉 |
| 3 番 | 熊西 忠治 | 4 番 | 土合 正夫 |
| 5 番 | 中井 敏男 | 6 番 | 山下 隆之 |
| 7 番 | 横山 實 | 8 番 | 石井 寿男 |
| 9 番 | 前花 敏子 | 10 番 | 山崎 秋夫 |
| 11 番 | 永森 薫 | 12 番 | 三島 博 |
| 13 番 | 大松 治雄 | 14 番 | 舟木 康眞 |
| 15 番 | 杉森 雅弘 | 16 番 | 山本 久雄 |
| 17 番 | 水元 睦雄 | 18 番 | 前田 進 |
| 19 番 | 向井 隆一 | 20 番 | 山谷 孝芳 |
| 21 番 | 田中 智浩 | 22 番 | 佐伯 洋作 |
| 23 番 | 橋爪 秀夫 | 24 番 | 永野 邦夫 |

欠 席 委 員

なし

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 報告第59号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について |
| 報告第60号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について |
| 報告第61号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について |
| 報告第62号 | 農地法第18条第6項の規定による通知等について |
| 報告第63号 | 農地法第3条の規定による許可の取消願出について |
| 報告第64号 | 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて |
| 報告第65号 | 買受適格証明の交付を受けた者からの農地法の規定による許可申請等について |

| | |
|--------|-------------------------|
| 議案第67号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第68号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第69号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第70号 | 農用地利用集積計画の決定について |

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二

主任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫

主任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

総会に入ります前に、4月1日付の人事異動により、農業委員会事務局職員の異動がありましたので、ご案内します。

谷川事務局長よりお願いします。

谷川事務局長

異動(着任)職員の紹介

(田中主任、福井農政係長より着任の挨拶)

議長(舟木会長)

ただいまから、第16回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「9番 前花委員」「11番 永森委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。

本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。

以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第59号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第59号 農地法第3条の第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

次に報告第60号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理

についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

次に報告第61号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第62号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第62号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、
ご了知をお願いします。
以上で日程第3を終わります。

（報告第63号の説明）

議長（舟木会長）

次に、報告第63号農地法第3条の規定による許可の取消願出について
を議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。
本案件について、ご了知をお願いします。

（報告第64号の説明）

議長（舟木会長）

次に、報告第64号農地法第4条の規定による許可申請の取り下げに
ついてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。
本案件について、ご了知をお願いします。

(報告第65号の説明)

議長(舟木会長)

次に、報告第65号 買受適格証明の交付を受けた者からの農地法の規定による許可申請等についてを議題といたします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

永森委員

今の事務局の説明で入札結果といわれたが、実際のところ何件ほどあったのでしょうか。
それと、買受適格証明書の交付時といわれましたけど、その証明書っていつ交付されたのですか。

事務局(安元)

入札された方は、裁判所の通知によると今回落札された さんだけのようです。
あと、適格証明書の交付についてですが、前回の3月7日の総会時に議案としてお諮りし、問題なしということで さんに交付いたしました。

永森委員

わかりました。

議長(舟木会長)

そのほかに質問はありませんか。

(「なし」の声起きる)

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。
本案件について、ご了知をお願いします。
以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第67号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書8ページをご覧ください。

今回は9件ございます。

【議案第67号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった9件のうち、1番から8番までは経営規模拡大を目的とした所有権移転。

9番は農地交換を目的とした所有権移転でございます。

なお、こちらの件については、先ほど、報告第63号により許可の取消願出がありましたが、その同地番の農地について、譲受人を家族の別の方に変更するため、改めて申請をされたものです。

以上の案件はいずれも農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を満たすものであります。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第67号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第67号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第 6 8 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 6 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 9 ページの議案第 6 8 号をご覧ください。
今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第 6 8 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番は分家住宅敷地への転用を目的とした申請です。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

1 番の件について、2 2 番の佐伯委員より説明をお願いします。

佐伯委員

それでは、説明させていただきます。

申請人は農家の次男坊であったことから、父親が昭和 5 3 年に現在の場所に農家分家住宅を建築いたしました。

間もなく申請人が養子として出家したことから、その家を長男に譲り平成 1 6 年に亡くなるまで住んでおりました。

その後、父親も亡くなり、申請人が土地と建物を相続するため、手続しようとしたところ、敷地が農地のままであることが判明いたしました。

当時、申請人もその父親も農地法についての知識がなかったことから、このようなことになってしまい、深く反省をしております。

今回、このような状況を早急に是正しようと、始末書を添えて申請をされたものであり、この転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合の同意も得られております。

議長 (舟木会長)

地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第 6 8 号の 1 番について説明いたします。

申請地は、10ha 以上の集団農地の中に位置する、基盤整備済農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

無断転用についての始末書も添えられており、規模や目的から判断して、やむをえない転用と考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありました
ましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起さる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第68号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
を許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第68号については、許可相当と認め、富山県知事あて
に送付することに可決されました。

議長（舟木会長）

次に、議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書10ページの議案第69号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第69号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は一般住宅敷地の転用。

2番は駐車場兼資材置場の転用です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

1番については、地元の山崎良吉委員より説明をお願いします。

山崎良吉委員

議案第69号の1番について説明します。

譲受人は昨年結婚し、現在は 市内のアパートに夫婦で暮して
おります。

将来、子供が生まれた際、現在のアパートでは手狭になることが想定
されることから、保育園にも近く静かな環境に恵まれた今回の場所に
住宅を建築しようと申請をされたものです。

なお、今回の申請地は農地にもかかわらず、当時造園業を営んでいた

現所有者の父親が植えた多数の樹木が植えられており、無断転用状態となっています。

これについては、十分に反省をされ始末書も添えられており、今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番については、橋爪委員より説明をお願いします。

橋爪委員

譲受人は昭和48年に創業以来、土木工事と運送業、建築解体工事を中心に事業展開を行っております。

一昨年、事業規模拡大により増加した業務用車両置場及び建築廃材と砕石置場として隣接する農地を転用し、敷地を拡張いたしました。

以来、作業効率も改善され、問題はなかったようですが、昨年からの工事受注の増加に伴い、慢性的にコンクリート廃材置場が不足し、本来、車両置場となっている場所に積み置きせざるを得ない状態が続き、作業にも支障を来しております。

このようなことから、隣接する農地を譲り受け業務用大型車両の駐車場として転用をするため、今回申請をされたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合、土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第69号の1番について説明をさせていただきます。

申請地は、上下水道管の埋設されている幅員4メートル以上の市道に面し、保育園から約50m、公民館から約100mの位置にあることからこれを3種農地と判断します。

さらにここは、市街化調整区域内ではありますが、都市計画法に定める指定区域になり、一般住宅も建築が可能であることから、別段問題はないと考えます。

2番については、農用地であります。

現在、農振農用地からの除外手続きも手続中でありまして、目的や規模等から判断してやむを得ない転用と考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がりましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起さる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第69号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第70号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第70号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

なお、本議案中、3番の熊西委員が当事者である案件が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、熊西委員は当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案16件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

11ページの301番ですけど、このさんとさんはどんな関係ですか。

事務局(安元)

本家と分家の関係で、借り手のさんは分家、貸し手のさんが本家だそうです。

田中委員

13ページの508番ですけど、さんが請負されている農地は

管理が悪く、地元でも困っておられるようです。

用水の泥上げもしないし、草管理も悪い。

このような状態については、農業委員会をはじめ、市や農協などの関係機関からも指導を願いたい。

山本委員

私の地区にも管理の悪い、 が受けておられる農地があるのですが、これも管理が良くない。

利用権設定の更新や新規設定の際、窓口でも本人に指導してもらえんもんかね。

我々が本人にどれだけ言っても、返事だけはいいが、全く改善しようとはしない。

事務局（安元）

今ほど委員の言われた、管理の悪い農地所有者に対しては農業委員会、や農林水産課や農協等とも連携し、現地調査や面談等を行い、解消に向けた取り組みを進めていきますので、お近くにそのような農地がございましたら、お知らせください。

議長（舟木会長）

そのほかに 質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第63号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第70号射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに可決されました。

事務局より、熊西委員に着席をいただくよう伝えてください。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝申し上げます。

以上をもって本日の第16回総会を閉会します。

（終了 午後3時23分）

その他報告事項

平成25年度農業委員等研修会の開催時期について

農業委員会活動記録簿の提出について

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年5月7日(火)午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号会議室

発達する低気圧に伴う農作物の管理徹底について(情報提供)

議 長 舟木 康真

署名委員 前花 敏子

署名委員 永森 薫

第十六回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十五年四月十日
至 平成二十五年四月三十日